

滋賀県保育士資格等取得支援事業実施要綱

第1 保育士資格等取得支援事業

1 事業の目的

学校教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園に配置することとなるている幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭の確保を図るとともに、幼稚園教諭免許状を有する者および保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格取得を支援することにより保育教諭および保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業

認可外保育施設に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者（以下「認可外対象者」という。）が保育士資格を取得するために要した、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 6 に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」という。）の受講料等および受講する保育従事者代替に伴う雇上費の補助を行う。

(2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）および認定こども園への移行を予定している施設（以下「認定こども園等」という。）に対し、当該施設に勤務している幼稚園教諭免許状を有する者であって、かつ、保育士資格を有していない者（以下「保育教諭対象者（保育士資格取得）」といふ。）が「保育士試験の実施について」（平成 15 年 12 月 1 日雇児発第 1201002 号雇用均等・児童家庭局長通知）別表の②および③（以下「保育士資格特例制度」という。）による保育士資格の取得等に要した、指定保育士養成施設の受講料等および受講する者の代替として当該施設が雇用する職員の雇上費の補助を行う。

(3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

幼稚園教諭免許状を有する者であって、かつ、保育士資格を有していない者（以下「幼免対象者」という。）が保育士資格特例制度により保育士資格を取得するために要した、指定保育士養成施設の受講料等の補助を行う。

(4) 保育所等保育士資格取得支援事業

保育所等に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した、指定保育士養成施設の受講料等の補助を行う。

(5) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

認定こども園等に対し、当該施設に勤務している保育士資格を有する者であって、かつ、幼稚園教諭免許状を有していない者（以下「保育教諭対象者（幼稚園教諭免許状取

得)」という。) が子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 24 年法律第 67 号。以下「認定こども園法等関係整備法」という。)により改正された教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)附則第 18 項に基づく幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例制度(以下「幼稚園教諭免許状特例制度」という。)により幼稚園教諭免許状を取得するために要した、幼稚園教諭を養成する大学等の受講料等及び受講する者の代替として当該施設が雇用する職員の雇上費の補助を行う。(特例制度の対象要件については、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行について(通知)(平成 25 年 8 月 8 日文部科学省初等中等教育局長通知)」を参照のこと。)

3 実施主体

(1) 2 の (1)、(2)、(4) および (5) の事業

実施主体は、4 の (1) の対象者が勤務する施設または事業所の設置者とする。

(2) 2 の (3) の事業

実施主体は、幼免対象者とする。

4 実施要件

(1) 対象者

本事業の対象者は、県内(中核市を除く)の以下の事業ごとに掲げる施設または事業所(以下「対象施設等」という。)に職員として勤務する者とする。ただし、2 の (3) の事業の幼免対象者は対象施設等への勤務の有無にかかわらず、本事業の対象とする。

また、保育教諭対象者(保育士資格取得)および幼免対象者は、指定保育士養成施設において教科目を受講し、児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号)第 6 条の 11 の 2 の規定により保育士資格を取得すること。保育教諭対象者(幼稚園教諭免許状取得)は、大学等において幼稚園教諭免許状の授与に必要な科目を受講し、教育職員免許法附則第 18 項により、幼稚園教諭免許状を取得すること。

対象施設等は、対象者が保育士証の交付または幼稚園教諭免許状を授与されるまでの間、当該施設等としての要件を満たしていること。

なお、保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による貸付や助成等を受けている場合は、本事業の対象とならない。

① 2 の (1) の事業

ア 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成 17 年 1 月 21 日雇児発第 0121002 号雇用均等・児童家庭局長通知)による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書(以下「証明書」という。)の交付を受けた認可外保育施設

イ 認定こども園法第 3 条第 2 項第 1 号および第 3 項に規定する施設のうち、幼稚園で構成されるものが構成する認可外保育施設

ウ 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業であって、法第 34 条の 15 第 2 項の認可を受けたもののうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関

する基準」(平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 61 号) 第 3 章第 2 節に規定する小規模保育事業 A 型および第 3 節に規定する小規模保育事業 B 型を行う事業所
エ 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業であって、法第 34 条の 15 第 2 項の認可を受けたもの

オ 証明書の交付を受けていない認可外保育施設のうち、証明書の内容を同等以上満たしていると県が認める施設

カ 県と施設の所在する市町(以下「市町」という。)との連名により、以下(i)～(iii)の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設

(i) 待機児童の状況や保育時間等の観点から地域に特徴的と考えられる保育等ニーズが存在すること。

(ii) 県または市町において、(i)のニーズを満たすため、認可の保育施設や事業の整備・拡充等を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、(i)の保育等ニーズの受け皿となることができる施設であると認める施設であること。

(iii) 県および市町の連携により、当該施設が認可外保育施設指導監督基準を満たすため、職員または巡回支援指導員等による技術的な支援、本事業の他の国庫補助の活用等を通じて、本事業以外にも十分な支援を行っている、あるいは行う予定であること。

(iv) 遅くとも令和 6 年 9 月末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指すものであること。

② 2 の (2) の事業

認定こども園等

③ 2 の (4) の事業

ア 保育所

イ 認定こども園

ウ 認定こども園への移行を予定している幼稚園

エ 乳児院

オ 児童養護施設

※ 上記アからオのいずれも国または地方公共団体が設置した施設を除く。

④ 2 の (5) の事業

認定こども園等

(2) 受講方法

対象者は、指定保育士養成施設での受講(通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定期制)または大学等において幼稚園教諭免許状の授与に必要な科目の受講により保育士資格または幼稚園教諭免許状を取得すること。

なお、保育教諭対象者(保育士資格取得)および幼免対象者については、過去に保育士養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で、指定保育士養成施設において、児童福祉法施行規則第 6 条の 10 第 2 項に掲げる筆記試験科目(同項第 2 号の教育原理および同項第 5 号の保育の心理学を除く)に相当する教科目を履修することで、児童福祉

法施行規則第6条の11の2の規定により保育士資格を取得する場合も本事業の対象とすること。

また、過去に幼稚園教諭養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で、その科目を修得することにより幼稚園教諭免許状を取得する場合も本事業の対象とする。

(3) 受講開始

本事業においては、①指定保育士養成施設または大学等（以下「養成施設等」という。）に入学した日、②養成施設等からの受講許可を得た日、③受講申込時点で入学料等を養成施設等に支払う場合には受講申込日、①～③のいずれか早い日を受講開始の日とすること。

(4) 代替保育士等雇上費

2の（1）の事業にあっては、認可外対象者の保育士資格取得に伴い代替として雇い上げた保育士または保育従事者、2の（2）の事業にあっては、保育教諭対象者（保育士資格取得）の保育士資格取得に伴い、代替として雇い上げた職員、2の（5）の事業にあっては、保育教諭対象者（幼稚園免許状取得）の幼稚園教諭免許状取得に伴い、代替として雇い上げた職員（以下「代替職員」という。）に係る雇上費を補助する。

(5) 資格取得後の勤務

対象者および対象保育士は、資格または免許状取得後1年以上対象施設等に勤務すること。

5 実施計画書

(1) 提出

- ① 対象施設の設置者および幼免対象者は、保育士資格等取得支援事業実施計画書（以下「実施計画書」という。別添様式1）および（2）に定める確認書類を、受講開始日の属する年度中に県へ提出すること。
- ② 県は、実施計画書が提出された際は、内容を確認し、本事業の対象の可否を実施対象施設等の設置者および幼免対象者に通知する。

(2) 確認書類

- ① 4の（1）の対象者および代替職員が実施対象施設等に勤務していることが確認できる書類
- ② 対象者が受講を開始した場合は、養成施設等に在学していることが確認できる書類（実施計画書の提出前に受講を開始している場合は、実施計画書を提出する際に提出すること。）

6 対象経費等

(1) 対象経費

本事業の対象となる費用（以下「対象経費」という。）は、養成施設等の長が証明する養成施設等に対して支払われた入学料（養成施設等における受講の開始に際し、当該養成施設等に納付する入学金または併願登録料）、受講料（面接授業料、教科書代および教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。））および上記経費の消費税とする。

なお、次に掲げる費用については対象経費としない。

- ① その他の検定試験の受講料
- ② 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- ③ 補講費
- ④ 養成施設等が定める修業年限を超えて修学した場合に必要となる費用
- ⑤ 養成施設等が実施する各種行事参加に係る費用
- ⑥ 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用
- ⑦ 受講のための交通費およびパソコン、タブレット等の器材等

(2) 対象経費の支払い等

① 支払い

対象経費は、対象者が保育士証または幼稚園教諭免許状の交付を受け、実施対象施設に勤務することが決定した後に支払うことができる。

② 支払いの申請および確認

実施対象施設等の設置者および幼免対象者は、対象者が保育士証または幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、実施対象施設等に勤務を開始した日の属する月の末日までに、保育士資格等取得支援事業完了報告書（以下「完了報告書」という。別添様式2）および次に掲げる書類を県に提出すること。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。

ア 対象者が保育士証または幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、実施対象施設等への勤務が決定したことを確認できる書類

イ 養成施設等の長が発行する対象経費の領収書等の写し

ウ 代替職員が実施対象施設等に勤務していたことが確認できる書類

エ 対象者の保育士証または対象保育士の幼稚園教諭免許状の写し

③ ②イ（養成施設等の長が発行する対象経費の領収書等の写し）について

ア ②イは、養成施設等の長が対象経費について発行した領収書または養成施設等に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「振込証明書類」という。）の写しとする。

なお、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の控に必要事項を付記したもの）の写しとすること。

イ ②イには、次の事項が記載されていることを確認すること。

（ア）養成施設等の名称

（イ）支払者名

（ウ）領収額（またはクレジット契約額）

（エ）領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）

（オ）領収日（またはクレジット契約日）

ウ 養成施設等の長が発行する対象経費の領収書等に訂正のある場合、養成施設等の長の訂正印または署名のないものは無効であること。

④ 留意事項

ア 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とすること。

- イ 入学料および受講料を一括払いで支払った場合または分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として養成施設等の長が証明する額または養成施設等に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を対象とすること。
- ウ クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、対象経費に該当しないこと。
- エ 支給申請時点で養成施設等に対して未納となっている入学料または受講料は対象とならないこと。

（3）対象経費の負担

本事業は、対象者が保育士資格・幼稚園教諭免許状を取得し、対象 施設等における保育士・幼稚園教諭の確保を図り、子どもを安心して育てることができるよう、体制の整備を支援するものであるため、上記2の（1）、（2）、（4）および（5）に掲げる事業については、原則、実施対象施設等の設置者が対象経費を負担すること。ただし、実施対象施設等の設置者と対象者がお互いの協議のもと、対象者が対象経費を負担することとした場合は、この限りでない。

7 資格取得後の勤務実績の報告

実施対象施設等の設置者および幼免対象者は、対象者が保育士証の交付または対象保育士が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、勤務対象施設等で勤務を開始した日から1年を経過する日の属する月の末日までに、保育士資格等取得支援事業実施後の勤務実績報告書（別添様式3）を県に提出すること。

8 費用

本事業に要する費用の一部について、県は別に定めるところにより補助するものとする。

第2 保育士試験による資格取得支援事業

1 事業の目的

保育人材の確保を図るため、保育士試験受験のための学習に要した費用を補助することで保育士資格取得者の拡充を図り、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

保育士試験により保育士資格取得を目指す者が保育士試験合格後、保育所等に保育士として勤務することが決定した者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助する。

3 実施主体

実施主体は、4の（1）の対象者が勤務する施設または事業所の設置者とする。

4 実施要件

（1）対象者

対象者は、保育士試験により保育士資格の取得を目指す者であって、保育士試験合格後、県内（中核市を除く）の以下に掲げる施設または事業所（以下「対象施設等」という。）で保育士として勤務することが決定した者とする。

なお、雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による助成等を受けている場合は、本事業の対象とならない。

- ① 保育所
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- ③ 認定こども園への移行を予定している幼稚園
- ④ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業のうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）第3章第2節に規定する小規模保育事業A型および同章第3節に規定する小規模保育事業B型であって、児童福祉法第34条の15第2項の認可を受けたもの
- ⑤ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、児童福祉法第34条の15第2項の認可を受けたもの
- ⑥ 乳児院
- ⑦ 児童養護施設
- ⑧ 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設
- ⑨ 証明書の交付を受けていない認可外保育施設のうち、証明書の内容を同等以上満

たしていると県が認める施設

※ いずれも国または地方公共団体が設置したものを除く。

⑩ 県と施設の所在する市町(以下、市町という)との連名により、以下の(i)～(iii)の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設

(i) 待機児童の状況や保育時間等の観点から地域に特徴的と考えられる保育等ニーズが存在すること。

(ii) 県または市町において、(i)のニーズを満たすため、認可の保育施設や事業の整備・拡充等を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、(i)の保育等ニーズの受け皿となることができる施設であると認める施設であること。

(iii) 県および市町の連携により、当該施設が認可外保育施設指導監督基準を満たすため、職員または巡回支援指導員等による技術的な支援、本事業の他の国庫補助の活用等を通じて、本事業以外にも十分な支援を行っている、あるいは行う予定であること。

(iv) 遅くとも令和6年9月末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指すものであること。

(2) 受講方法

対象者は、保育士試験受験講座を受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定期制）し、保育士試験に合格することにより保育士資格を取得すること。

(3) 資格取得後の勤務

対象者は、資格取得後1年以上対象施設等に勤務すること。

5 対象経費等

(1) 対象経費

本事業の対象となる費用（以下「対象経費」という。）は、保育士試験受験講座の受講に要する費用であって、当該講座を開講している事業者（以下「講座実施事業者」という。）が証明する当該事業者に対して支払われた入学料（講座実施事業者における受講の開始に際し、当該講座実施事業者に納付する入学金または登録料）、受講料（面接授業料、教科書代および教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。））および上記経費の消費税とする。

なお、次に掲げる費用については対象経費としない。

- ① その他の検定試験の受講料
- ② 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- ③ 補講費
- ④ 講座実施事業者が定める期間を超えて受講した場合に必要となる費用
- ⑤ 講座実施事業者が実施する各種行事参加に係る費用
- ⑥ 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用
- ⑦ 受講のための交通費およびパソコン、タブレット等の器材等

(2) 対象期間

対象経費の支払いの対象となる期間は、保育士試験の筆記試験日から起算して2年前の属する月の1日までのものとする。

(3) 対象経費の支払い等

① 支払い

対象経費は、対象者が保育士証の交付を受け、4の対象施設等（以下「勤務対象施設等」という。）に勤務することが決定した後に支払うことができる。

② 支払いの申請および確認

本事業を実施する対象施設等（以下「実施対象施設等」という。）の設置者は、対象者が保育士証の交付を受けた後、勤務対象施設等に勤務を開始した日の属する月の末日までに、保育士試験受験対策学習費用支給申請書（以下「支給申請書」という。別添様式4）および次に掲げる書類を県に提出すること。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。

ア 対象者が保育士証の交付を受けた後、勤務対象施設等への勤務が決定したこと
を確認できる書類

- イ 講座実施事業者が発行する対象経費の領収書等の写し
- ウ 対象者の保育士証の写し

③ ②イ（講座実施事業者が発行する対象経費の領収書等の写し）について

ア ②イは、講座実施事業者が対象経費について発行した領収書または講座実施事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「振込証明書類」という。）の写しとする。

なお、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の控に必要事項を付記したもの
を含む。）の写しとすること。

イ ②イには、次の事項が記載されていることを確認すること。

- （ア）講座実施事業者の名称
- （イ）支払者名
- （ウ）領収額（またはクレジット契約額）
- （エ）領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）
- （オ）領収日（またはクレジット契約日）

ウ 講座実施事業者が発行する対象経費の領収書等に訂正のある場合、講座実施事業者の訂正印または署名のないものは無効であること。

④ 留意事項

ア 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とすること。
イ 入学料および受講料を一括払い支払った場合または分割払い支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として講座実施事業者が証明する額または講座実施事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を対象とすること。

ウ クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、
クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、対象経費に該当しないこと。

- エ 支給申請時点で講座実施事業者に対して未納となっている入学料または受講料は対象とならないこと。

6 資格取得後の勤務実績の報告

実施対象施設等の設置者は、対象者が保育士証の交付を受けた後、勤務対象施設等で勤務を開始した日から1年を経過する日の属する月の末日までに、保育士資格等取得支援事業実施後の勤務実績報告書（別添様式3）を県に提出すること。

7 費用

本事業に要する費用の一部について、県は別に定めるところにより補助するものとする。

付 則

この要綱は、令和2年7月31日から施行し、令和2年度に実施する事業から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年8月20日から施行し、令和3年度に実施する事業から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年10月5日から施行し、令和4年度に実施する事業から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年7月25日から施行し、令和5年度に実施する事業から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年1月5日から施行し、令和7年度に実施する事業から適用する。